

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

石破総理、お疲れさまです。

今日、私、日米安保条約についての質問を通告していたんですが、ちょっと通告はしていないんですが、この安保条約に対してビッグニュースが今朝入ってきました。これ、トランプ大統領が、日米安保条約について、米国は日本を守らなければならないが、日本は米国を防衛する義務はないと、誰がこのような取組をしたのかと、取決めをしたのかと、まあ条約のいわゆる片務性について不満を表明したということなんですね。いよいよトランプ大統領、ここを言い始めてきました。

総理はこれ、どのように対応していきますか。

○国務大臣(岩屋毅君) 御指摘のトランプ大統領の発言は承知をしておりますが、その上で、言うまでもなく、日米同盟は我が国の外交安全保障の基軸でございます。

米国は、先般の日米首脳会談を含む累次の機会に日米安保の下で自国の対日防衛義務を確認してきております。政府としては、米国が核を含むあらゆる種類の能力を用いて日米安保上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いているところでございます。

また、平和安全法制によって、日米はあらゆる事態に対して切れ目なくお互いに助け合うことが可能になったというふうに思いますので、このような助け合うことのできる同盟は更にこのきずなを強くしているというふうに考えておりまして、同盟の抑止力は大きく向上しているというふうに我々は考えております。

○松沢成文君 ここは総理の見解を聞きたいんですけど、この前に、実は三日ほど前ですけども、コルビーさんという国務次官に任命される予定の方が、日本の防衛費の対GDP比を三％に引き上げるべきだと。これに対して総理は、防衛費がどうあるべきかは日本が決めることだと。私はしっかりと答えていただいたと思うんですけども、ただ、総理、これトランプさんが仕掛けたもうディールなんですよ。彼は、これは面白いディールだと言っているんですね。つまり、ヨーロッパと同じ状況で、今トランプさんは、ヨーロッパの国々に防衛支出が不十分ならNATOの加盟国を守るつもりはないと言っているんですね。つまり、ありていに言うと、お金を払わないのであれば私はもう守らないよと言っているんです。これ、東アジアにも、日本や台湾にも同じディールをやってきますよ、トランプさんは。トランプさんは、ちょっと総理と違って有言実行な方ですからね、中身は、中身は問題ありますけど。トランプさんは、しっかりと日本も防衛費上げなさいと、そういう努力をしないんだったら安保条約の見直しもディールにしますよ、いよいよここまで言ってきているんですよ。

このディールに総理はどう対応していくのか、この総理大臣の方針を聞きたいんです。

○内閣総理大臣(石破茂君) トランプ大統領は前の任期のときも同じようなことを言っていましたよね。突如としてこういうことを言い始めたわけではないと。

日本語訳をすれば、私は日本が大好きだと。日本とはすばらしい関係にあるが、日本とは興味深い取決め、インタレスティングという言葉を使っていますが、我々は彼らを、我々は彼らを守らなければならない、彼らは我々を守る必要がない、そういう取決めなんだ。彼らは我々と一緒に大もうけしている。

何かこれ、よく読まないとか何を言っているかよく分からないところがあるのですが、これ、委員御存じのとおり非対称的双務条約で、確かにアメリカは日本を守る義務、子細に読めば憲法に照らしてということになるわけですが、持っている、日本はアメリカを守る義務を負わない、それはそうだ。じゃ、日本はアメリカに基地を提供する義務というのを負っていますよね。これはほかのどの国も負っていないものであるということであって、一方的にアメリカが日本を守り、日本は一方的に守ってもらっていると、そういう関係だけではないということでございます。

日本はアメリカに対して、アメリカを守る義務を負わないが、基地提供義務を負っているということであって、そのことがどれほど重要な意味を持つか。そしてまた、日本の工業力、治安、親米感情、いろんなインフラストラクチ

ヤー、これがアメリカの世界戦略にどれほどの役割を果たしているか等々、そういうことはきちんとお話をしていかなければならぬことであって、トランプ大統領がこう言ったから、わあびつくりと、わあ大変ということだと私は思っていないのです。

また、国防次官補のお話でしたが、それは先ほど委員が御指摘になりましたように、日本の防衛費は日本で決めるものです。それになるべく安くただ乗りでみたいなことを私は考えているのではなくて、陸海空どのように積み上げ、それをどのように統合運用を行いということから決めていくべきものであって、三％、はい、分かりましたというようなものではないことは当然のことです。

○松沢成文君 もうこれ以上議論しませんが、国防費を三％まで増強するのか、それができないんだったら安保体制の見直しも議論だぞと、ここまで言っていると私は見えていますので、対応を考えておいた方がいいと思います。

さて、通告に従って質問していきます。

まず、尖閣諸島の問題ですが、日本政府はこれまで何度も、もうアメリカに首脳会談に行くたびに、日米安保条約第五条が尖閣諸島に適用されるのかというのを米国政府に再三確認してきました。何のために確認しているんですか。

○国務大臣(中谷元君) せんだって、ヘグセス国防長官と電話会談いたしました。ヘグセス長官も、尖閣列島については米国は守りますと明言をされているわけでごさいますて、やはりこの安保条約というのがありまして、尖閣列島、諸島は、歴史的にも国際法でも疑いのない我が国固有の領土でありますので、我が国が実効支配して、有効に支配しておりますので、領有権の問題は存在をしないということでごさいます。それを確認したということです。

○松沢成文君 外務大臣、安保条約第五条は、日本国の施政下にある領域における武力攻撃に対して共同で対処するとなっております。そうすると、日本の施政下になれば安保条約の対象ではないということなんですね。

それでは、今、尖閣、一生懸命確認を何度もしていますけれども、不法占拠されている北方領土や竹島は施政下がないので安保条約は適用されないということになりますが、政府もこの認識でよろしいんですか。

○国務大臣(岩屋毅君) 我が国及び米国は、日米安保条約第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するとされておりますが、現在の北方領土及び竹島は現実に我が国が施政を行い得ない状況にあることは事実でごさいます。

○松沢成文君 ということは、安保条約の対象にはならないということを今明言していただいたと思います。

さて、そうであれば、尖閣諸島の施政権、実効支配を確立しておかないと、今後、中国も今、自分たちの領土だと、それで、領海侵犯というのは施政権を表す行為でありますから、これがどんどん大きくなってくると、尖閣も安保条約の対象にならないという事態を招かないようにしなきゃいけないんですね。

さあ、そこで、石破総理が防衛に詳しい政治家であります。これまで政治家として様々な尖閣に対する発言をちよつと調べさせていただきました。まず、皆さん、資料の一を御覧ください。

これ、二〇一二年前後、尖閣国有化の直後辺りの報道が多いんですけど、まず尖閣について、国が所有をするのだから今のままで維持しますよというのは正しいとは思っていない、今のまま、誰も入っては駄目、灯台があるくらいでほかのものは造らないということでもいいとは思っていないと、野生動物や漁業資源の調査、気象観測などを実施する必要があると、そして、漁船の避難場所なども設置し、実効支配のレベルを上げていくべきだ、これ明言しているんですね。

今でもこの考え、お変わりありませんか。

○内閣総理大臣(石破茂君) これは、実効支配というものがきちんと及ぶように、手だてはいろいろございすが、

委員がおっしゃいますように、この実効支配が及ばないということになりますと、安保条約の適用がない、即大変だと申し上げるつもりはございません。

どのようなことになっても、領土を守るのは、アメリカに頼むのではなくて我が国の責任においてやるべきものですが、実効支配というものが常に確認されるような努力は必要だと思っております。

○松沢成文君 これ、なぜ、もう十年も十五年も、近くたちますけれども、全く実現できないのか。これを強行的にやると中国がどういう反応を示すかが怖いと、当然この話になってきます。

石破総理は、この二つ目の黄色の枠ですけれども、中国は経済的に重要な国だが、中国への輸出が減り、中国からの観光客も減った、だから実効支配を控えるとの考え方を取らない、主権を少しでも譲ると、その国は全てを失うと、こう言っているんですね。

もう中国に配慮する必要ないんだと、しっかりと自分たちの領土なんだから実効支配をどんどん進めていくべきだとおっしゃっていますけれども、この考え方にも変わりはありませんね。

○内閣総理大臣（石破茂君） 実効支配というものが確実に行われるように努力をするのは、主権独立国家として当然のことでございます。

○松沢成文君 大臣は、防衛庁長官もやって、防衛大臣もやられたと思います。防衛の専門家でありますよね。これだけの意思と政策を持っていて、なぜ全然進まないんですか。ようやく総理になれたわけです。総理の指示で、それぞれの実効支配、担当する役所にしっかりやれと、これ指示もできるわけです。

今も中国は恐らく日本がそういう手段に出ると様々な妨害をしてくるでしょう。でも、それを気にしていたら一生できませんよ。総理になったんですから、今まで政治家として言っていた政策、これしっかり実行してください。どうですか。

○内閣総理大臣（石破茂君） 必要な実効支配を高める、確実にする努力は今後も必要だと思っています。

これ、委員がせっかくこれをお示しをいただきましたので、その後に何て書いてあるかという、海上保安庁の能力向上や領海侵犯に対する法整備などやるべきだというふうに、その一連の流れの中で私は申し上げておるところでございます。

これは、民主党政権の頃に尖閣をめぐるいろんなことが起きました。私は、当時、予算委員会の筆頭理事だったと思います、衆議院の。そこにおいていろんな議論をしたのですが、それはさておき、尖閣の実効支配というものを、あるいは領海の維持というか主権確保というか、そのときに海上保安庁が随分と登場いたしました。それはもう、海上保安庁挙げて主権の維持のために最大限の努力をしたというのは間違いのないところでございます。

そこに、法的にどうなんだと、国際法に照らしてどうなんだということは、これは国会においても、あるいは政府部内においてもいろんな議論があるところでございまして、要は、誰がやるんだ、どこがやるんだということじゃなくて、どのような手だてで主権を守るかということについては私なりの考えもございまして、また委員と機会を見て議論させていただきたいと思っております。

○松沢成文君 海上保安庁の議論に行きましたので、その質問をします。

尖閣諸島はもう歴史上も国際法上も日本固有の領土ですが、中国も領有権を主張してしまっていて、領空・領海侵犯、もう接続区域なんかにはほとんど一年中いるわけですね。こういう状況です。

一番問題なのは、それを警備する日本の海上保安庁と中国海警の間で完全に力の不均衡が生じちゃっていて、中国の実効支配を許したら、これ占領されてしまいます。現在の尖閣諸島の領域警備における最大の問題は、日本の海上保安庁と中国海警の非対称性、つまり力のアンバランスが崩れ、力のバランスが崩れているというところにあると思います。

近年では、海上保安庁の装備拡充が今年の予算でもどんどん進められておりますが、とても中国海警には追いつ

付いていないんです。更に問題なのは、総理指摘の、中国では国防法とそして海警法の改正によって海警を軍隊化して軍事作戦を遂行できるようにしたことなんですね。これに対して、海上保安庁法では、海保の任務というのはあくまでも海上の安全と治安の確保であり、日本の防衛とか領域警備さえ明文化されていません。これでは、中国海警が圧倒的に有利に立って、海保が押し込まれるのは明らかなだと思います。

さあ、そこで、海上保安庁法を改正して、防衛と領域警備を海保の任務として明記すべきだと考えますが、総理の見解はいかがでしょう。

○内閣総理大臣(石破茂君) これは私も二十数年ずっと考えておることで、海上保安庁が海上保安庁の法律に基づいて、全身全霊で主権の維持のために、確保のためにやっているということは百も万も承知をいたしております。そして、今回御審議をいただいております予算でも、海上保安庁の能力向上というものを盛り込んで御審議をいただいておりますところでございます。

それはそれとして、警察権で領土を守る、領海を守るということは一体どういうことなのだという根源的な問題はございまして、私は議員のときに、政調会長のときも幹事長のときもそうですが、御指摘の海上保安庁の第二十五条の問題をどう考えるかという議論はずっといたしてまいりました。今、内閣総理大臣という立場になって、じゃ、私がこうだからこうするぞという話にはすぐなりませんが、政府部内での検討、そして国会における御議論、これは依然として必要なものだと思っております。

それは同じように、領空侵犯措置というものの本質は何なのということにもひっきょうつながってくることでございまして、これは航空自衛官であり、あるいは海上保安官であり、本当に命懸けで主権を守っているという人たちのそういう立場をどうやって守るかということに我々政治の場としては更に努力をする必要があると私は思っております。

○松沢成文君 政治の場で検討する努力をする必要があると、これじゃ、いつになっても尖閣守れませんよ。もうしっかりとこれ法律作って、海保にその権限を与えて、海警に負けないような体制で警備させないと、と私はあえて申し上げます。

さて、資料の二を見てください。尖閣の実効支配、あるいは施政権を究極的に証明するには自衛隊を置くことです。

それで、これ二〇一〇年、ちょっと古いんですが、石原元東京都知事と石破当時の政調会長なんですかね、この対談というのがユーチューブにありました。ただ、これフェイクニュースか、ではいけないと思ってテレビ局に全部調査をしまして、これは全て会話は事実であります、放映されています。

石破さんは、総理はですね、石原さんおっしゃるとおり、あそこ、尖閣諸島に陸上自衛隊を置くというのは一番いい実効支配を示すことになる、ただそれができないから何もやらないということでは駄目だと。それからやり取りがありまして、総理がそれをやるんだというふうにずばっと言えばいいだけのことなんですねと。石原さんは、中国が反対するでしょうと、こういうことを吹っかけたんですね。あと誰が反対しようがそれをやるんだという決断があり、中国が何を言おうとそれをやらなきゃ駄目なんだということを言っています。そして、石原さんは、あなたが総理になったらやる、あなたが総理になったらそれを言うのかと確認したら、それは言うでしょうね、私はと。政治家としてしっかりと宣言されているわけですね。

総理、今でもこの考え、変わらないんですか。総理大臣になったんだから、それぐらいのことをしっかりやるべきじゃないですか。いかがでしょう。

○内閣総理大臣(石破茂君) 実効性の確保に向けて必要なことはやっていかねばならぬと思っております。

必要であれば防衛大臣から答弁をいただきますが、この自衛隊の陸海空、やりくりが非常に厳しい中で、どこに何を置くのが一番効果的であるかということをよく考えていかなければなりません。

そして、尖閣という位置を考えたときに、何を置くのかということ、そして南西諸島に何をどれだけ配備をするかということは、そこに何を置くか、そしてそれがどのような性能を持ち、どのような距離まで有効なものかということ

総合的に判断をいたしてまいりたいものだと思っております。

○松沢成文君 尖閣というのは非常に戦略的な場所にあるんですね。もし、中国が先に上陸して長距離ミサイルを配備しちゃったら、これ嘉手納や沖縄の空自の機能はこれ無力化されますよ。ひょっとしたら、アメリカの空軍や海兵隊はグアムまで引いちゃう可能性がある。これは、完全に日本防衛としては負けですよ。

そうなる前にしっかりと尖閣は手を打たないと、台湾有事にもこれ関係しますからね。もう是非とも、総理、ここまですべて言っているわけですから、政府として実行していただきたいと思います。

さて、次に、この前も取り上げたんですが、久場島での日米共同訓練、これアメリカの射撃場があるわけだから、そこを利用して日本とアメリカで合同軍事訓練をやる、もちろん射撃の、航空機からの射撃の訓練でもいいし、あるいは使い方によっては離島防衛、上陸の訓練もできるんですね。

これをやれば、しっかりと日本の抑止力、対処力が証明できるし、そして何よりも、米軍の基地で日米合同訓練をやるわけですから、久場島の。これは、もう完全に尖閣が日本の領土であるということを世界に証明できる。中国もこれやられたら、これ自分たちの領土だという論拠崩れますからね。

なぜ、これできないんですか、防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) 現在におきましても、しっかりと尖閣列島につきましては領土の防衛をいたしております。

つまり、久場島と大正島との射撃場での日米共同訓練などを実施すべきという御意見につきましては、様々な要素を総合的に考慮した上で、政府全体で慎重に検討する必要があると考えておりまして、現時点におきましては、我が国の領土は、自衛隊と海上保安庁の警備、監視によりましてしっかりと領土を守っている状態でございますので、今後ともこの点につきましても、冷静かつ毅然として対応していく考えでございます。

○松沢成文君 この前の答弁と同じですが、様々な要素を総合的に考慮して、様々な要素って何ですか、具体的に教えてください。

○国務大臣(中谷元君) 様々な要素というのは、例えば、久場島と大正島を含む尖閣列島は国際法でも疑いのない我が国の固有の領土で、現に我が国はこれを有効に支配していると。実際に、両島を日米地位協定に基づく日本国における施設・区域として我が国から米国に提供して、また米国による射撃場として使用が許されることについても日米間が合意をいたしております。

政府におきましては、これまでも、米軍の個々の施設・区域につきましては随時、日米合同委員会等の枠組みを通じて米国との協議が続けられておりまして、様々な可能性と影響をしっかりと見極めた上で、取組、対応の在り方については政府全体で慎重に検討していくということでございます。

○松沢成文君 総理、二月七日に発表された日米共同声明にもこう書いてあるんです。

南西諸島における二国間のプレゼンスを向上させると、それから、日米同盟の抑止力、対処力の更なる強化をしていくと。これ、まさに久場島での日米合同訓練、軍事訓練みたいなものをしっかりとやっていくということでしょう、具体的に行動するとしたらね。それで、共同声明の最後には、2プラス2を早期に開催していくと、こういうことを検討するために、明記しているんですね。

総理ね、共同声明に書いてあることを実現するためにも、外務大臣と防衛大臣に、今度の2プラス2で、久場島での米軍の基地を利用した日米合同訓練をやるということを日本側から提案してみてください。アメリカは、私は受ける可能性大だと思いますよ。トランプ政権に替わって、国防長官、国務長官、補佐官、みんな中国に対してはきちっと対応していこうという筋金入りの人がそろったわけですから。どうですか、総理、それぐらいのことやりましょうよ。

○内閣総理大臣(石破茂君) アメリカのスタッフも替わったわけでございます。そういたしますと、どのような考え

方を持っているか、今までのバイデン政権とは違う考え方なのかもしれません。

日米で共同訓練やりますとするなら、するといたしますならば、日本だけの都合という話になりませんものですから、そこは、その2プラス2でそれが議論する議題となるかどうか、それは両大臣と私も話をいたします。それが尖閣の実効支配というものを更に確実なものにするということ、ただ、合衆国は合衆国の戦略がございますので、その点、全部、私ども、向こうも大臣が替わったばかりでございますから、その点もよく踏まえて検討をいたしてまいります。

委員の御指摘を等閑視をするつもりはございません。それ、向こうのスタッフが替わりましたし、先ほど御紹介がありましたように、大統領の日米安保に対する認識というものについても更に理解を深めねばならぬ、互いにですがね、そういう面がございますので、両大臣に任せっきりにすることなく、私も入りまして、今の御提起につきまして、は政府部内で検討させていただきます。

○松沢成文君 是非とも有言実行、しっかりと現実的な対策打たないと、私はもう尖閣はますます厳しくなると思いますよ。そのことを申し上げておきたいと思います。

さあ、最後に、恒例のたばこ問題に移ります。

まず、たばこ問題で私は問題なのは、やっぱり受動喫煙が健康に影響ある、特に肺がんとの関係ですね。これ、しっかりと認めているんです、世界中で。ところが、日本のJTだけがそれを認めてないという、変な状況なんですよ。

まず、WHO認めています。その下に条約を作っているFCTC、たばこ規制枠組条約、これは喫煙だけでなく受動喫煙の健康被害があるから世界各国でしっかり対応していきましょうということで、当然、肺がんとの因果関係も認めているんですね。

さあ、国立がんセンターも、当然その肺がんリスクは確実だと、厚労省の下のこの国立がんセンターも、研究センターも言っているんです。

さあ、そこで、まず聞きます。厚労省は、この受動喫煙と肺がんの関係、これは確実だという方向でよろしいんですね、厚労省の認識は。

○国務大臣(福岡資麿君) お尋ねにつきましては、平成二十八年に厚生労働省において開催いたしました喫煙と健康の影響に関する検討会の報告書において、受動喫煙と肺がん、虚血性心疾患、脳卒中等の疾病との関係については、科学的証拠は因果関係を推定するのに十分であると評価してございまして、厚生労働省としても現在もそのような認識を持っております。

○松沢成文君 厚労省は、その因果関係はあると、十分にあるということですね。

さあ、今度はたばこ行政を管轄する財務省ですね。特殊会社としてJTも抱えています。まず、たばこ行政を管轄する財務省として、受動喫煙の疾病リスク、特に肺がんとの関係はどのように認識されていますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今厚労大臣から御答弁がありましたように、厚労省が開催した検討会の報告書において、受動喫煙と肺がん等の疾病との関係については、科学的証拠は因果関係を推定するのに十分であると評価をされており、財務省としてはそのような認識を持っております。

○松沢成文君 総理ね、厚労省も財務省も、受動喫煙と肺がん、これ因果関係があると言っているんです。

政府の特殊会社であるJTは、資料三も見ただきたいんですけども、それが、JTの方は、科学的に説得力のある形で結論付けられていないものと認識している、受動喫煙と肺がんの関係が確実になったと結論付けるのは困難であると。これ、政府の特殊会社、政府が指導監督権限を持っていて、政府が筆頭株主ですよ。この会社がこういうことを言い続けていいんでしょうか。これ、フィリップ・モリスもBATも、ブリティッシュ・アメリカン・タバコもみんな認めているんですよ、受動喫煙と肺がんの因果関係。JTだけです。

これ私は、特殊会社なんだから政府としてしっかりと指導すべきだと、厚労省も財務省も因果関係認めているわけだから。それ、いかがですか、総理。それぐらいやりましょうよ。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、JTを含む特殊法人は、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされている法人で、通常の行政機関とは異なるものであります。

一般の、内閣であれば、それぞれ意見が違うということになると統一見解を求められるわけでありすけれども、その経営に当たってはできる限りの自主性と弾力性を認めるべきものと考えておりますので、見解が異なることをもって直ちに問題とすべきかは慎重に検討する必要があると思っています。

ただ他方、たばこ事業法令において、令和元年以降も受動喫煙のリスクについての注意義務を義務、注意表示を義務付けております。仮に注意表示義務違反など、たばこ事業法令の違反行為があればこれは問題でありますので、ありますが、JTはこれまでこうした法令には適正に従い、遵守してきているものと承知をしています。

○松沢成文君 総理、日本は、WHOのFCTCに、たばこ規制枠組条約に批准して入っているんですね。この条約の目的は、受動喫煙から健康被害、守るということです、健康被害から、受動喫煙の健康被害から皆さんの健康を守るということです。その対策しなきゃいけない。当然、そこには肺がんやほかの病気との因果関係があるからこういう条約を作っているんですね。

もし、政府の特殊会社であるJTがその因果関係はないと言い続けるのであれば、日本はFCTCから脱退しなきゃいけなくなりますよ。どうですか。これは、これはもう全然興味ないみたいですよ。

○国務大臣(加藤勝信君) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、今おっしゃったFCTCに関しては、我が国は平成十六年三月に署名し、翌十七年二月、これが発効しているところであります。

財務省としては、このFCTCの批准に向け、たばこ包装に記載する健康リスク等に関する注意表示を明瞭で読みやすいものにするよう関連規定を改正したほか、FCTCの批准後も注意表示の表示面積を三〇%以上から五〇%に拡大する旨の省令改正を行うなど対応するとともに、先ほど申し上げましたように、JTにおいてもその法令に従ってそれを遵守しているというふうに認識をしております。

○内閣総理大臣(石破茂君) 我が国がFCTCを締結しておるということ自体が、たばこ対策の取組及び保健分野の国際協力に関する我が国の積極的な姿勢を示すということに直結するものだと思っております。ここから脱退なんぞいたしますと、本当に日本はそういうようなことについて関心がないのだということになります。

今財務大臣からお答えをいたしましたように、これは、たばこの煙は周りの人も肺がんになる、などになる危険性も高めますというふうな表示を義務付けておるわけでございまして、我が国として、あるいはJTとして、これが有害、そういうことに結び付くということ、そしてその注意喚起、受動喫煙に対する被害の低減、あるいはその喫煙者に対する義務の、注意義務の喚起というものは十分に行っておると承知をいたしておりますが、なお松沢委員からこういう御指摘をいただいておりますので、受動喫煙というものがなくなるように更に政府といたしても努力をしてまいりたいと思います。

○松沢成文君 たばこ好きの喫煙者である総理が受動喫煙対策にもしっかりと取り組んでいるという姿勢見せるのはすごいアピールになると思いますよ。JTにもしっかりと、財務大臣、言ってください。こんなたばこ会社、世界でJTだけですからね。日本の恥ですよ、これ。

さあ、最後に、私は、こういうJT、問題だらけです。健康のアピールや、あるいはこれ、たばこ税の問題もあります。私はJTの完全民営化も言っています。

それで、委員会の方に是非ともJTの社長をこの参考人として呼んでほしいと言って、今回は合意成りませんでした。が、今後も予算委員会、この問題だらけのJTの社長をここに呼んでしっかりと質問をして、国民に理解してもらいたいと思いますので、どうか委員長、取り計らいよろしく願いまして、質問終わります。

ありがとうございました。

○委員長(鶴保庸介君) 後刻理事会にて協議をいたします。

以上で松沢成文君の質疑を終了とさせていただきます。(拍手)

---